

令和4年10月

各位

一般社団法人 不動産協会
[講習指定団体]
宅建法定講習センター

宅建取引士法定講習会のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、宅建法定講習会を下記のとおり実施致しますので、ご案内申し上げます。

敬具

* この講習会は、宅地建物取引業法第22条の2第2項に基づき、新たな取引士証の交付のために実施するもので、愛知県知事登録の取引士の方にご案内しております。

※平成27年4月1日発行分より名称が「宅地建物取引士証」に変わりました。

※現在お持ちの宅地建物取引士証の有効期限6ヵ月前より受講可能です。

記

【令和4年11月25日開催 法定講習会の実施方法について】

宅地建物取引士に対する法定講習については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、特例措置として教材を交付した自宅学習及び効果測定による講習を実施して参りましたが、国土交通省の通知「宅地建物取引士に対する法定講習に関する取扱いについて」（令和3年7月21日通知）及び新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**11月25日開催の法定講習会は、以下の通りWeb等を活用した講習（講義収録した視聴覚教材をWeb上で視聴いただく方法）にて実施致します。**

尚、詳細につきましては、受講申込みをいただいた方に改めて書面にてご案内申し上げます。

<実施方法>

- ①法定講習は自宅学習とし、教材等や宅地建物取引士証の交付は全て配送及び郵送にて行います。
- ②受講者様には11/12頃迄に、必要な印刷教材（テキスト）・Web受講用URL・ID・PW等をお送りします。
- ③受講期間内(11/14～25)に講義を視聴いただき、Web上で理解度を測る為の確認テストを受けていただきます。※講習時間の目安（視聴時間5時間40分程度＋確認テスト30分程度）
- ④確認テスト合格後、受講者様から当センター宛に旧取引士証と受講票をご郵送いただきます。
- ⑤旧取引士証と受講票の到着確認およびWeb講習受講「終了」と確認テスト「合格」（7割以上正解）確認後、新しい宅建取引士証を講習日（交付日）11月25日（金）以降に郵送にて行います。（旧取引士証を当センターへ発送いただいてから、新しい取引士証がお手元に到着するまでの間は取引士証がお手元にない期間が生じますので、ご留意のうえ受講願います。）

※Web視聴覚教材を視聴する機器がない場合は、お申込みいただけませんので予めご了承願います。

※上記の受講をご希望される方は、必ず電話でご予約のうえ受付期間内（令和4年10月17日18日、19日）に申込み手続き（書類提出・受講経費の支払い等）をお願い致します。